

# 神山町子どもの読書活動推進計画 (第二次推進計画)

令和3年3月

神山町教育委員会

## はじめに

本は多くのものを私たちに与えてくれます。内容から得ることのできる情報はもちろんですが、絵や写真をみることで目から、誰かに読んでもらうことで耳から、選んだ本を手にとってページを捲る感覚など、様々な角度から私たちに刺激し、成長させてくれます。子どもたちにとって、読書活動はそのような体験ができる貴重な機会となります。本は子どもに時には驚きや喜びを、時には現実と直面させ問題提起を生むでしょう。豊かな経験の機会と健やかな成長を進めていくためには、子どもが自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境を整備していかなくてはなりません。

国は、平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」を策定しました。その中で、基本理念とともに国や地方公共団体の責務を示し、地方公共団体においては「その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。(第四条より抜粋)」としました。徳島県では、平成29年4月に「徳島県読書活動の推進に関する条例」を策定し、子どもから大人まで、全ての県民が読書活動に取り組む環境づくりを積極的に推進しています。

神山町においては、近年の通信システムの発達により、様々な技術が持ち込まれ、山間地には珍しく、最新の機器や働き方を身近に感じることができます。また、子どもたちを取り巻く環境は劇的に変化しています。テレビやインターネット、通信機器等メディアの多様化により、読書に費やす時間の減少傾向が見られます。

本町では、平成28年3月に「神山町子どもの読書活動推進計画」を策定し、各教育機関等において子ども達が読書活動を行うことができる環境づくりに取り組んできましたが、今回、それらの活動を見直し、更なる活動推進に向けた「神山町子どもの読書活動推進計画(第二次推進計画)」を策定しました。本計画は、令和3年4月より5年間、保育所・学校・公民館等が取り組みを進めるための方針を示しています。この計画に沿って、今後魅力ある読書活動の推進に取り組んでまいります。

令和3年3月

神山町教育委員会

教育長 高橋 博義

# 目 次

第1章 国及び徳島県の動向と指針	1
第2章 子どもの読書活動推進計画の基本的な考え方	
1 神山町子どもの読書活動推進計画策定の趣旨	3
2 神山町の子どもの読書活動の現状	3
3 第二次推進計画の基本方針	3
4 推進計画の体系	4
5 推進計画の期間	4
第3章 子どもの読書活動推進のための取組	
1 家庭における子どもの読書活動の推進	5
2 地域における子どもの読書活動推進	6
（1）公民館及び農村環境改善センターにおける推進	6
（2）放課後児童クラブにおける推進	6
（3）鮎喰川コモンにおける推進	7
3 学校等における子どもの読書活動の推進	8
（1）保育所における推進	8
（2）小学校・中学校における推進	8
第4章 子どもの自主的な読書活動を推進するための社会的気運の情勢	9
【資料】子どもの読書活動の推進に関する法律	10



のブックリスト100！」改訂版、「とくしま赤ちゃんのためのブックリスト100！」新装版を発行しました。

(4) 徳島県教育振興計画

平成25～29年度の第2期，平成30年度からの第3期振興計画において，1日10分以上読書（新聞を含む）をする児童の割合増加を数値目標として設定し，県内での読書習慣定着を図ります。

## 第2章 子どもの読書活動推進計画の基本的な考え方

### 1 神山町子どもの読書活動推進計画の趣旨

読書活動は子どもが言葉を学び感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです。

国は子どもの読書活動推進のための取組を進めるために、平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」を公布・施行し、この法律に基づき平成14年以降概ね5年をめぐり、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「計画」という。）を定めています。それぞれの前計画の成果と課題を明らかにするものとして策定されています。平成30年4月には第三次計画の成果と課題を踏まえ第四次計画が策定されました。

徳島県においては、国の基本計画に基づいて、平成15年11月に（第一次）、平成21年3月（第二次）、平成26年10月（第三次）、さらに第三次計画の成果と課題を踏まえ令和元年10月に「徳島県子どもの読書活動推進計画（第四次）」が策定されました。

そこで、本町においても、国・県の計画の趣旨を踏まえ「神山町子どもの読書活動推進計画」（第二次推進計画）を策定し、今後の施策の方向性と具体的な取組を示し、子どもの取り巻く読書環境の整備・充実を進めていきます。

### 2 神山町の子どもの読書活動の現状

本町において、子どもの読書活動に関する取組としては、保育所・小中学校における読み聞かせ活動や一斉読書の取組が定期的に行われています。また、家庭読書に関する保護者の啓発も行われています。

しかし、本町には図書館がなく、公民館や農村環境改善センター、鮎喰川コモン等を地域の読書の場として活用しているものの、全ての子どもにとって読書活動に取り組める環境が整備されているわけではありません。本町の子どもの読書活動を一層推進するために、家庭・地域・学校の連携及び協力による社会全体としての取組と、そのための環境整備が求められます。

### 3 第二次推進計画の基本方針

読書活動は、『子どもの読書活動の推進に関する法律』第二条及び『文字・活字文化振興法』第一条「文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積した知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものである」とされ、読書は欠くことのできないものとされています。

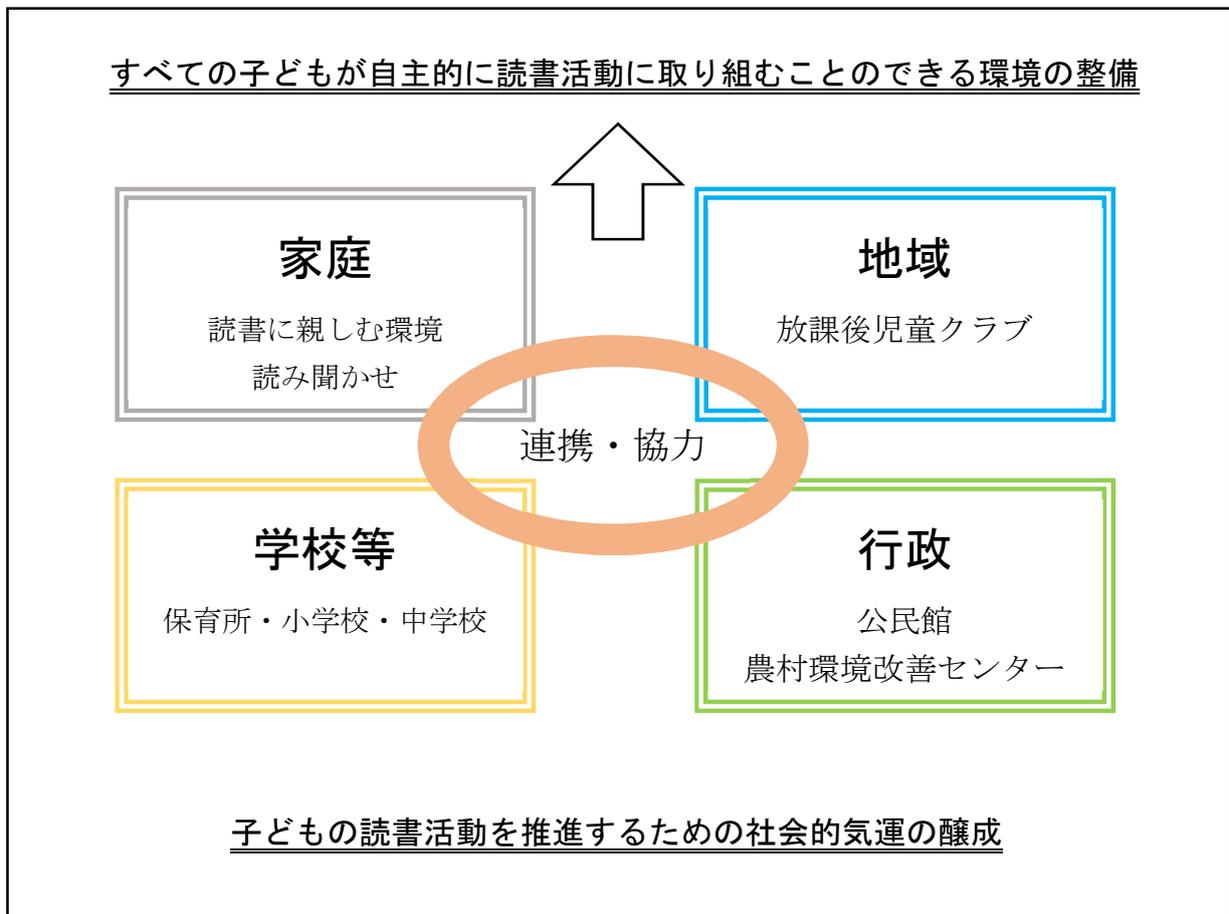
今日、子どもたちを取り巻く環境が急激に変化し、予測が困難な時代になって

います。次世代を担う子どもたちが読書活動に取り組むことで、子どもたちが自ら考え、自ら行動し、主体的に社会に参画していくための知識や教養を身に付けるとともに、生涯にわたって自主的に学ぼうとする習慣を身に付け、その豊かな心や創造性を育むことはとても重要です。

このような観点から、子どもの読書活動を推進するための社会的気運を醸成し、全ての子どもが自主的に読書活動に取り組むことのできる環境の整備を進めるために、家庭・地域・学校・行政が連携・協力し地域社会全体でその目標達成を図ります。

#### 4 推進計画の体系

子どもたちの読書活動を推進するための社会的気運を醸成し、すべての子どもが自主的に読書活動に取り組むことのできる環境整備を進めるために、家庭・地域・学校・行政が連携・協力し、地域社会全体でその目標達成を図ります。



#### 5 推進計画の期間

計画の期間は令和3年度から5年間とします。

## 第3章 子どもの読書活動推進のための取組

### 1 家庭における子どもの読書活動の推進

#### 【現状と課題】

家庭は、子どもが本に親しむ環境づくりの基礎的役割を担います。子どもの読書習慣は日常の生活を通して形成されるものであり、子どもにとっての最も身近な存在である保護者が配慮・率先して子どもの読書活動の機会と充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割が求められます。

しかしながら、近年核家族化が進む中で保護者が子どもに関わる時間が減少しており、家庭で本に親しむ環境が整っているとは言えません。そのうえ子どもたちは趣味やスポーツ活動、テレビゲーム、習い事、学習塾に費やす時間が多くなっており、そのため読書に関する興味が薄くなっており読書離れが進んでいます。

本町では、住民課が主体となり、出生届提出時保護者におもちゃと絵本をプレゼントする「すだちっこ祝い」も行われています。また、民生委員による新生児のいる家庭への訪問時に絵本をプレゼントする活動も行われています。

家庭における読書は、一冊の本を媒介にして家族が話し合う時間を持ち絆を深める手段として重要です。このため読書が子どもの成長にとってどんな意義があるのかどんな重要性があるのか、保護者自身が深く理解し、家庭において保護者と子どもがともに読書を楽しむ環境づくりが重要です。

#### 【具体的な取組】

- 学校・保育所等から家庭で読書を行うように呼びかけを引き続き行っていきます。
- 家族ぐるみでの公民館及び農村環境改善センターの図書室の利用や読書活動に関する講演会・研修会への参加を促します。
- 「とくしまネットワーク図書館システム」※を普及させ、利用を働きかけます。

#### ※「とくしまネットワーク図書館システム」

県立図書館所蔵の資料の取り寄せ依頼をインターネットで申し込むことができるサービス。取り寄せた資料は県立図書館の巡回協力車によって各市町村の指定施設（神山町の場合は教育委員会）に届けられ、利用者への受渡しを行います。県立図書館に足を運ばずとも同館所蔵の資料を借りることができる便利なサービスです。

## 2 地域における子どもの読書活動の推進

### (1) 公民館及び農村環境改善センターにおける推進

#### 【現状と課題】

本町には公民館が6館あり、うち5館が有人、1館が無人という形をとっています。職員が常駐している5館及び農村環境改善センターには図書室があり住民が自由に利用できる環境にあります。

特に、農村環境改善センターには、検診などで来る子どもや保護者が本に触れられる機会があればという思いで平成29年に「ほんのひろば」という読書スペースができました。ほんのひろばには発達段階に応じた本を置いており、保護者も一緒に読書を楽しめ、もう一度来たいと思える環境整備に努めています。年々利用者・貸出し数も増加しており、読書活動を推進するうえで重要な施設となっています。

しかしながら、スペースに限りがあるため、蔵書数・置き場所等を工夫していかなければなりません。

子どもの読書活動推進のためには、公民館及び農村環境改善センターが図書館と同等の役割が期待されるため、スペースの活用や蔵書の内容等について、今後の環境づくりが重要です。

#### 【具体的な取組】

- 発達段階に応じた本の充実に努め、子どもが本に親しみ、利用しやすい図書室の環境づくりに努めます。
- 公民館及び農村環境改善センターが連携・協力し資料の充実に努めます。
- 職員が読書活動に理解と関心を持つように、研修会への参加を促し、意識の高揚を図ります。



### (2) 放課後児童クラブにおける推進

#### 【現状と課題】

本町では2つの放課後児童クラブ※（学童保育）が実施されています。神領小学校の児童が通う「すだちっこクラブ」が旧神領幼稚園で活動し、広野小学校の児童が通う「広野児童クラブ」が広野小学校内の専用施設で活動しています。

読書活動については、長期休業中は宿題前後に読書時間の確保や指導員によ

る読み聞かせ活動，児童で本を読み合う体験など本に親しむための取組が行われています。

放課後の子どもの生活を充実させる取組が各クラブで行われていますが，指導員やボランティア団体による読み聞かせ活動は子どもが読書を親しむための有意義な機会となっています。

#### 【具体的な取組】

- 子どもが本に親しむための図書コーナーの充実に努めます。
- 保護者に子どもの読書活動の意義や重要性について理解の推進に努めます。
- 長期休業中は継続して読書時間の確保をします。

#### ※放課後児童クラブ

保護者が仕事等により昼間家庭にいない小学校等に通う子どもたちに遊びや生活の場を提供し，その健全な育成を図ります。

### (3) 鮎喰川コモンにおける推進

#### 【現状と課題】

鮎喰川コモンは，子育て支援，子どもの放課後・休日の居場所づくり，読書環境づくりを軸にまちの人々の活動を支え，併走していく施設として，令和2年11月に利用を開始しました。

鮎喰川コモンにあるコモンハウスには，「本の廊下」と呼んでいる図書スペースがあり誰もが自由に利用できます。

現状では本の貸出しを行っていない中で，どのように読書環境を整えていくのがよいか，また，どのような蔵書を増やしていくか検討しています。

#### 【具体的な取組】

- 県立図書館と連携し，月に1回程度図書の入替えを行っています。
- 幼児の目線に合わせ自分の手で取れる高さに本を置いたり，未就学児連れの親子を対象に「おはなし&おしゃべり会」を実施し，その中でスタッフや参加者による読み聞かせを行うなど，親子で読書に興味・関心のもてるように工夫しています。
- 資料の充実に努め，県立図書館や町内の他の取組と連携しながら，子どもが本に親しみ，利用しやすい図書スペースづくりに努めます。



### 3 学校等における子どもの読書活動の推進

#### (1) 保育所における推進

##### 【現状と課題】

乳幼児期に絵本や物語に親しむ機会をつくることにより、語彙の発達を促すとともに、豊かな感性を育み将来の読書活動の基礎となります。

保育所では、絵本が充実しており、読み聞かせが日常的に行われています。また絵本の貸出しを行っており家庭での読書活動を支援しています。ひざに抱くなど、ゆったりと、読んであげることで、保護者にも感動を与え親子で触れ合う機会となります。しかし、家庭での反応は園児によって大きく異なります。

保護者やボランティア団体・地域住民等との連携を図りながら、発達段階に応じた読書活動への理解を深め、保育所及び家庭における読書活動についても支援していくことが重要です。保護者に向けて子育て・教育関連図書による支援も望まれています。

##### 【具体的な取組】

- 新刊絵本の購入や図書館等を有効活用し、発達段階に応じた絵本の整備や充実を図り、読書環境の充実に努めます。
- 乳幼児がさまざまな絵本に親しめるように、職員による読み聞かせを継続し豊かな感性の育成に努めます。
- 保育所からのお知らせ等を通じて、保護者に絵本の紹介や催しの案内を紹介するとともに、絵本の素晴らしさが伝わるよう積極的に保護者への啓発に努めます。

#### (2) 小学校・中学校における推進

##### 【現状と課題】

子どもが生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成していく上で学校はかけがえのない大きな役割を担っています。学校教育法においては、義務教育として行われる普通教育の目標の一つとして「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと」と規定され、学習指導要領においても、言語能力を充実するとともに、学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童生徒の自主的、自発的な読書活動を充実することとされています。

神山町の小・中学校ではそれぞれの時間を設定し、全校一斉の読書を継続して実施するとともに、児童生徒に対して家に本を持ち帰り読書をするように呼びかけなどを行っています。小学校では読書感想文コンクールを実施、図書委員から図書室利用の呼びかけを行うなど読書活動の啓発に努めています。中学校ではビブリオバトルの実施や「おすすめ本」の紹介など生徒の読書意欲を高めるため、様々な取組が行われています。

しかしながら読書への興味関心は個人差が大きく、学年によっても大きく異な

ります。学習，部活動，習い事等と忙しくなり，本に触れる機会が少ない児童生徒を読書に引きつけていくためには，今後魅力ある読書活動を行う必要があります。

#### 【具体的な取組】

- 「朝の読書」をはじめとする全校一斉読書や「絵本の読み聞かせ」活動を引き続き実施し，児童生徒の読書活動を推進します。
- 図書委員会等によるおすすめ本や新しく購入した本の紹介を充実させ，児童生徒が興味をもって読書活動に取り組める環境を整える。
- 子どもの思考力・判断力・表現力の向上につながる学校全体での読書活動計画や年間計画の確立を目指します。

## 第4章 子どもの自主的な読書活動を推進するための社会的気運の醸成

#### 【現状と課題】

子どもの読書活動を推進するために，読書活動に関する情報が，いつでも，どこでも利用できる環境を整えることが重要であり，子どもを取り巻く社会全体の読書活動への理解と協力が必要です。

今後は子どもの読みたい本・おすすめ本についての情報や，学校・公民館及び農村環境改善センター・関係機関で行われる地域に根ざした様々な読書活動イベント等の情報を収集し，町のホームページ・広報紙等を通じて積極的に提供するとともに読書活動の意義や重要性について啓発を図ることが重要です。

また，「子どもの読書の日」（4月23日）は，国民の間に広く子どもの読書活動について関心と理解を深めるとともに，子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるために設けられたものであり，「子ども読書の日」の趣旨にふさわしい行事を実施し「子ども読書週間」（4月23日～5月12日）においても具体的な取組を進めていきます。

#### 【具体的な取組】

- 子どもの読書活動への一層の理解推進を図るため，保育所・小学校・中学校のそれぞれの読書活動への取組を紹介して，町民に対して関心と理解を深めます。

## 【資料】 子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成13年12月12日公布施行)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業所の努力)

第五条 事業者は、その事業推進を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係下位機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子どもの読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前条の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するように努めなければならない。

(財政上の措置)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

○ 衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所に置いて、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 五 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。